

# 子どもの権利条約

— 関西フォーラム発 —

## 外国にルーツをもつ子ども・若者とともに生きる現場から

公益財団法人とよなか国際交流協会（大阪府豊中市、以下「協会」）では、市民参加型の日本語交流活動、11言語による多言語相談サービス、外国にルーツをもつ子どもへの学習支援や居場所づくりなどをはじめとする20以上の事業を展開しています。

「子ども母語教室」は、渡日した子どもに自分の母語を忘れないでほしい、という親の想いを受けて始められました。現在は、中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語の4言語の教室を月に2回開催しています。各活動で母語を教えるのは、自らも渡日経験者である若者です。子どもたちにとってのロールモデル（目標となる人）となるように、年も比較的若い年齢の若者に講師を担ってもらっています。また、同じ背景をもった友だちに出会うことの

少ない子どもにとっては、貴重な仲間との出会い・交流の場となっています。毎週日曜日の午後開催の「学習支援・居場所づくり」サービスは、家でも学校でもない、第三の場所として、外国にルーツをもつ子どもたちが安心して集うことのできる居場所を目指しています。決まったプログラムはなく、大学生ボランティアが子どもを宿題を手伝ったり、いっしょに遊んだり、悩みごとを聴いたり、子どもとのやり取り「こた」に沿って活動をすすめています。

2つの活動の運営を行うのは、自らも外国にルーツがあり、同じ背景をもつ子どもたちにかかわりたいという若者や、活動に関心のある日本人の学生です。若い世代は、自身自身の生活や進路についても、変化が多い時期です。自分のことについて

とのできないことがあることを、みんな知っています。

若いボランティアたちや多様な背景の外国にルーツをもつ仲間とともに活動することは、参加する子どもたちにも変化を生みます。子どもの中には、外国にルーツをもつがゆえの悩みを「サンブレイス」で打ち明けた子どもや、ルーツの食事を「子ども母語教室」の仲間といっしょに楽しむことで、今更に食べることに抵抗のあった親の母国の料理を食べるようになった子どもがいまです。活動に参加することで、心のかえがとれ、気持ちが高まりました。この例です。他にも、自分のやりたいことを思い切りできる、話したいことをじっくり聴いてもらえる場があることで、生き生きとできる子どもがみられます。

このようにして外国にルーツをもつ子どもたちにとって、このような活動が必要なのでしようか。それは、日本社会がまだまだ閉鎖的であり、マイノリティ（社会的少数派）の人びとが過半数にない社会である

この裏返しです。子どもたちは、それを日常生活のさまざまな場面で感じます。たとえば、全国で日本語指導が必要な外国人児童生徒は約2万9千200人、日本国籍児童生徒は約7千800人いますが、そのうち日本語指導を受けている児童生徒はそれぞれ約83%、約78%にとどまっています（2014年5月1日調査、文部科学省発表）。本来ならば、すべての子どもに日本語を学ぶ権利が保障されているべきではないでしょうか。日本に来る前は勉強が得意で活発だった子どもが、日本語がわからない状態や授業を受け続け、勉強嫌いになり自信を失ってしまふようなケースもあります。また、日本生まれの子どももや幼い頃に渡日してきた子どもも、日常会話での「コミュニケーション」は問題ないため、学習言語としての日本語の課題が見過されてしまふ場合もあります。

社会制度をみて、権利保障の行き届いていない場面が多くあります。将来大学進学を考えていても、在留資格によつては奨学金が受けられない

児童の権利に関する条約（政府訳）  
第20条  
1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることか認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。  
2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。  
3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第30条  
種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。